

令和5・6年度

窓口申請用

建設工事競争入札参加資格審査 申請の手引き

- ※ この手引きは、建設工事競争入札参加資格審査申請の内容の詳細を定めたものです。窓口申請をされる方は、この手引きをよく確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分にご注意ください。
- ※ 令和3・4年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので、ご注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ この資格審査申請書の記載事項の内容については、資格認定後に一般に公開します。
- ※ 電子入札用のICカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。何らかのトラブルで電子申請できない場合に、窓口申請を行ってください。（窓口申請は町内業者に限る。）

北 広 島 町

目 次

	ページ
第 1 資格審査の申請手順等	
1 資格審査	2
2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間	2
3 申請資格	2
4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書	3
5 入札参加資格の通知等	3
6 提出書類一覧表	5
7 提出方法及び注意事項等	6
第 2 提出書類の記入要領	
1 共通事項	7
2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第 1 号〕	7
3 営業所一覧〔様式第 2 号〕	9
4 委任状〔様式第 3 号〕	10
5 使用印鑑届〔様式第 4 号〕	10
第 3 追加の入札参加資格審査申請書の取扱いについて	1 1
第 4 変更届	1 1

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

北広島町が令和5年度及び令和6年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を以て、原則として電子により申請するものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。

なお、利用者登録番号、電子入札用のICカードをお持ちの方及び町外業者（主たる営業所を町外に有する者）は、電子申請を行ってください。

2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

受付期間：令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時まで）

提出先：〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234 北広島町役場 財政政策課 政策契約係

提出方法：郵送又は持参により申請を行うものとする。

※ 受付日時・場所を間違えないよう、十分注意してください。

※ 受付期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者

ウ 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書」にある表のとおり）を受けていない者

エ ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに北広島町税の滞納がある者

カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者
（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は北広島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）

キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

- c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱により、北広島町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、建設工事入札参加資格再認定要領により再認定を受ける必要があります。（詳細は財政政策課政策契約係にお問合せください。）

※上記ア～クの内容を十分に確認し、申請業種・内容をよく確認した上で申請してください。

4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書

令和3年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1「審査基準日」とは次のとおりです。（以下同じ）

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・ 合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）いずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定した場合は、令和5年度当初に「令和5・6年度入札参加資格者名簿」を北広島町のホームページにおいて公表しますので、ご確認ください。認定後に通知を行うことは予定していません。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また令和7年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消を受けた者は、令和5年度及び令和6年度中に北広島町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、令和7年度以降についても、その取消の日から

24か月を経過する日までは、北広島町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和6年度の末日まで有効です。ただし、この資格は、令和7年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等	様式番号	提出書類
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）	様式第1号	○
2	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書の写し		○
3	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし令和3年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。 ※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。		○
4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し （国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm		○
5	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要ありません。		△
6	営業所一覧表	様式第2号	△
7	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証した書面（写し不可））	様式第3号	△
8	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し		○
9	使用印鑑届	様式第4号	○

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注1 様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。

注2 「4」「8」の提出書類は、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注3 「6」「7」の提出書類は、契約締結権限を委任する営業所を有する場合に提出してください。町との契約等に関して委任する営業所を有しない場合は、提出不要です。

注4 消費税及び地方消費税の納税証明書について

(1) 国税通則法施行規則別紙第9号様式（その3 未納の税額がないことの証明）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの。）又はその写しを添付してください。（その3の2又はその3の3でも可）

(2) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。

(3) 納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。）

(4) 納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署へお願いします。

(5) 納税証明については国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

注5 「9」の提出書類は、契約締結や見積書提出などで使用する印鑑を登録するために提出を求めています。よって使用印鑑の登録は、会社の実印である必要はありません。

注6 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、町税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

7 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1 部

(2) 提出方法

持参又は郵送による（提出先・提出期間については2頁目の「第1の2」参照）

(3) 注意事項

ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事実について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号〔B〕に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、6の「提出書類一覧表」の順番に「A4ファイル」又は「クリアーホルダー」等で、書類がばらけない方法で提出してください。

オ 入札参加資格審査申請に関する書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

カ 受付票の交付を希望する場合は、必要事項を記入した受付票を提出してください。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。
したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。（なお申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
また登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、申請日を基準日として作成してください。
- (4) 申請書類の記入については、ペン・ボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、プリントアウトした紙での申請も可能です。
なお、電子媒体による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出して下さい。
- (5) 各様式の中の「許可番号」欄については、許可番号を右詰めで記入してください。
- (6) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〕（必須）

- (1) 代表者の押印は必要ありません。（押印廃止）
- (2) 「01 現在の建設業の許可番号」の欄
ア 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。
イ カラムの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。
(例) 広島県知事許可「第99999号」の方の許可年月日が平成27年9月30日の場合、
〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

」と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

」と、〈許可年月日〉平成欄には「

2	7	年	0	9	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---

」と記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

- (3) 「02（旧）建設業の許可番号」の欄（許可番号に変更がない方は記入しないでください。）
ア 平成24年11月1日以降、次の事由により許可番号を変更した方は、変更前の旧許可番号を記入してください。
(ア) 許可換え新規：有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許

可を申請し、許可番号が変更した場合

(例) 大臣許可 ⇒ 知事許可、知事許可 ⇒ 大臣許可

(イ) 更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合

(ウ) 平成24年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合

「02」の枠内には直前の許可番号を記入し、枠外右にその他の許可番号を新しい順に朱書きで記入し、その旨申し出てください。

(例) 広島県知事許可第44444号→国土交通大臣許可第55555号→現在広島県知事許可第99999号の場合

〈大臣・知事コード〉	0	0	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	3	4	0	4	4	4	4	4
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

イ 平成24年11月1日以降、合併、事業譲渡、又は分割により、北広島町の入札参加資格の承継認定又は再認定を受けた者で、合併により消滅した会社、事業の譲渡者又は分割元の会社（以下、「消滅会社等」という。）が平成24年11月1日以降に北広島町の入札参加資格を有していた場合に限り、消滅会社等の許可番号を記入し、枠外右に朱書きで「承継」又は「再認定」と記入してください。

(例) 広島県知事許可第55555号（合併により消滅）→広島県知事許可第99999号（承継を受けた）の場合

〈大臣・知事コード〉	3	4	〈旧許可番号〉	0	5	5	5	5	5	承継
------------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	----

複数の会社による合併等の場合で、複数の会社が条件を満たす場合には、2つ目以降の許可番号は枠外に朱書きで記入してください。

具体的な記入方法は「ア」を参考にしてください。

※ 現に許可番号の変更があつて、「02」欄に記載のない者は、過去の工事績点等が認定から漏れる恐れがありますので、変更があつた場合には必ず記載してください。

※ 「承継」「再認定」の場合を除き、法人としての継続性がない場合には記載しないでください。

(4) 「03 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄

ア 提出する経営事項審査の総合評価値等に記載されている許可番号と、「01」で記載した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。（申請と経営事項審査の許可番号とが一致している場合は記入しないでください。）

イ 記入要領は、(1)イを参照

※ 「03」に記載する場合には必ず「02」にも記載することとなります。

(5) 「04 主たる営業所の電話番号」、「05 FAX番号」欄

建設業法上の主たる営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「-（ハイフン）」で結んでください。

(6) 「06 Eメールアドレス」の欄

ア 建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ 業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

ウ 「大文字」、「小文字」、「-（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等は、明確に記入してください。

エ **必ず「主たる営業所」のアドレスを記入してください。**「主たる営業所」においてEメールアドレスがない場合は記入不要です。

（営業所が連絡先になる場合は、「様式第2号 営業所一覧表」に記入してください。）

(7) 「07 Eメールアドレス区分」の欄

「06」で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(8) 「08 県内営業所の有無」の欄

県内に建設業法上の従たる営業所がある場合のみ「1」を記入し、県内に営業所がない場合は、記入する必要はありません。

(9) 「09 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」の欄

提出する経営事項審査の総合評定値等に記載されている審査基準日を右詰めで記入してください。

(例) 令和4年3月31日の場合 →

令和	0	4	年	0	3	月	3	1	日
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(10) 「10 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

【業種の略号一覧】

土木工事業 (土)	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)
プレストレストコンクリート (プ)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鋼橋上部 (橋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	鉄筋工事業 (筋)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	ほ装工事業 (ほ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	しゅんせつ工事業 (し)	建具工事業 (具)
法面処理 (法)	板金工事業 (板)	水道施設工事業 (水)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	消防施設工事業 (消)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	清掃施設工事業 (清)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	解体工事業 (解)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	

※ プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

(11) 「11 建設業労働災害防止協会加入の有無」の欄

加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入する必要はありません。

(12) 「12 測量及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」の欄

提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は記入する必要はありません。

(13) 申請事務担当者欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号及びFAX番号を記入してください。

※ なお行政書士等代理人の方が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。

3 営業所一覧【様式第2号】(該当の場合のみ)

申請日現在で存在する、主たる営業所(=本店)以外の営業所(=支店)を記載する様式です。

営業所が許可を受けている業種がない場合は、委任することはできません。

本店を記載しないでください。

北広島町との契約締結権限を委任する営業所を有しない場合は提出不要です。

(1) 「02 営業所名称(フリガナ)」、「03 営業所名称(漢字等)」、「04 営業所の受任者の氏名(漢字等)」欄

ア 会社名は記入せず、「～支店」「～営業所」のみ記入してください。

イ 「02 営業所名称(フリガナ)」の記入について

名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点(「ㇰ」)及び半濁音(「ㇱ」)については、1文字としないでください。

- ウ 「03 営業所名称(漢字等)」「04 営業所の受任者の氏名(漢字等)」の記入について
名称・氏名が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

(例)

た	ㇰ
---	---

 → 誤り

だ

 → 正

(2) 「06 営業所の所在地」欄

市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入してください。またビル名等は下欄に記入してください。

(3) 「07 電話番号」、「08 FAX番号」欄

当該営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで、市内局番と市外局番等は「- (ハイフン)」で結んで記入してください。

(4) 「11 営業所が許可を受けている業種」欄

様式第1号の「10 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄で記入した業種のうち、当該営業所で許可を受けている業種を、一般建設業の場合は「1」を記入し、特定建設業の場合は「2」を記入してください。

※ 許可は有していても、資格を希望しない業種については、記入しないで下さい。

(5) 「北広島町税の納税義務について」欄

町内に営業所がないなどの理由で北広島町税の納税義務がない場合は、余白に『北広島町税については、納税義務がありません。』と記入して提出してください。

4 委任状〔様式第3号〕(該当の場合のみ)

町との契約締結権限を委任する営業所を有する場合に提出してください。(様式第2号を提出される方は必須となります。)

委任者は主たる営業所の代表者、受任者は委任される営業所の代表者等となります。委任者、受任者ともに押印は不要です。(押印廃止)

5 使用印鑑届〔様式第4号〕(必須)

契約締結や見積書提出などで使用する印鑑を登録するために提出を求めています。よって使用印鑑の登録は、会社の実印(印鑑登録されているもの)である必要はありません。使用する印鑑のみ押印してください。

第3 追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて

- 1 当初の認定を受けた者は、別途定める追加提出期間に、当初の認定を受けた業種以外の業種（申請資格を満たすものに限る。）について、追加の入札参加資格申請書を提出することができます。
- 2 当初の認定を受けていない者は、全ての業種（申請資格を満たすものに限る。）について、別途定める追加提出期間に入札参加資格審査申請書を提出できます。
- 3 追加提出期間・追加提出方法等については決定次第、北広島町ホームページに掲載する予定です。

第4 変更届

届出が必要な事項及び変更届の様式については、決定次第、北広島町ホームページに掲載する予定です。

※ 注意

- ・ 令和3・4年度の入札参加資格を有している方で、変更事項が生じた場合には、すみやかに入札参加資格変更届（以下「変更届」とする。）を提出していただく必要があります。
- ・ しかし、当初申請後の認定作業中は、令和5・6年度入札参加資格の当初申請時の情報を修正することはできません。このため、当初申請後の変更届の内容については、令和5年4月時点の入札参加資格者名簿に反映しません。
- ・ 認定後に変更データを入力する予定ですが、認定後1か月以上経過してもまだHP等において変更前のままになっている場合は、北広島町財政政策課政策契約係（電話 050-5812-1859）まで御連絡ください。